
朝霞和光資源循環組合
ごみ広域処理施設整備・運営事業
実施方針（再公告版）に関する質問への回答

令和6年1月19日

朝霞和光資源循環組合

朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備・運営事業実施方針（再公告版）に関する質問への回答

公表図書	朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備・運営事業実施方針（再公告版）
公表日	令和5年12月15日（金）
意見受付期間	令和5年12月15日（金）から令和6年1月5日（金）
提出先	朝霞和光資源循環組合 施設課 351-0192 和光市広沢1番5号
提出方法	電子メール
質問・意見数	2件（質問：0件、意見：2件）
意見の内容	別紙のとおり
回答公表日	令和6年1月19日（金）

○実施方針（再公告版）に関する質問への回答

実施方針（再公告版）に関する質問はありませんでした。

○実施方針（再公告版）に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
1	2	第1章	1	(8)	①設計・建設業務	事業者が実施する業務範囲に『設計・建設業務の範囲は、基本設計、～和光市旧ごみ焼却場の解体工事及び汚染土壌撤去等、本施設の整備に必要な全ての工事を含むものとする。』とありますが、解体工事及び汚染土壌撤去については、事前調査で把握出来ない残置物などの懸念があります。今後、公表される要求水準書に組合様と費用・工期などについて、協議させていただけるよう、記載していただくことで、リスク費を最小減に抑えることが、可能となり、建設費を低減できる可能性がございます。
2	23	別紙2			リスク分担表	『注 2） 供用開始前の物価変動については、一定程度～事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。』とありますが、建設費については、昨今の建設費の高騰もあり、入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付から事業契約締結までの期間においても物価上昇が想定され、その期間中の事業者側で見込む物価上昇リスクが過剰となる可能性があります。そのため、スライド金額算出の起点となる基準日を入札公告日又は入札書の受付日としていただくことで、基準日が明確となり、適切な建設費の算出が可能となります。